

時事新報

第三千六百六十四號
 明治廿六年五月廿五日(木曜)
 舊曆癸巳四月十日(壬戌)
 本報創刊於明治十一年五月廿五日
 社址 東京市本町三丁目
 電話 二二二二
 代印所 東京市本町三丁目
 電話 二二二二

時事新報社定例
 時事新報は毎朝八面乃至十二面にして詳細の商況物
 價報告あり其代價送付料廣告料は左の如し
 一、一頁一週(月)五元(半年)二十五元(一年)五十元
 二、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元
 三、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元
 四、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元
 五、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元
 六、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元
 七、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元
 八、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元
 九、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元
 十、一頁一月(月)一元五角(半年)七元五角(一年)十四元

本報(寄稿)付
 東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
 擴張するより各社同一の記事を描ぐるものと算からず獨
 り時事新報社は世間並に通信員を以て斯くの如く
 通信を依頼せずとも世間並に此事を知らずして通
 信社に之を報告すれば本社にも其報道は達する事と信
 ずる方多きが如し爲めに本報は之を生じたる場合も算
 されば本社に對し論議を寄稿せんとする方は直接に
 本社に對し發送せらるるものと請ふ

時事新報社
 左の一編は煙草税に關して東京商業會議所員某氏の
 意見を記したるものなり會議所の主張する所は必ず
 しも内國煙草の税率を低減せんとするに非ず唯輸入
 の海關税を低減せしめんとするの趣意なれば内
 國の海關税を低減するに代り輸入税を高くして内外兩者
 相互に負擔を同すれば之に満足す可しと云ふ我輩
 の固より賛成する所なり依て全文を掲げて社説に代
 へ

煙草税則に對する意見
 時事新報記者
 煙草は人生の必需品と謂ふべからざるが故に財政の必
 要に因りて之を高税を課するは強ち不可なきのみならず
 一の好税源とも視べざるのなれば我國の今日に在
 りて之を高税を課するは非なりとせる特別の事情あり
 何ぞや海關税を課して内國税に平衡を得せしむるも能
 はず事なり煙草の産業は我國農業中の肝要なる一
 部分にして其消長は多數の生産者に影響するものと
 ば其業の發達を害すべしものなれば之を避ける可
 からず海關税の獨立を得ざる今日に於て我輩
 海關に重税を課せば其結果は外品の輸入を抑制し
 て内國の製造を發達するに歸せざるを得ず其理由は左
 の二項に分て之を陳述すべし

第一 輸入煙草に對する點
 第二 國産の煙草に對する點
 一、輸入煙草に對する稅則の影響
 近年輸入煙草の増進を觀るに左の如し

年次	紙捲煙草(一箱)	葉捲煙草(一箱)	合計
明治二十年	三三、六六六	七、〇五五	四〇、七二一
二十一年	三九、〇二二	七、〇五五	四六、〇七七
二十二年	四九、〇二二	七、〇五五	五六、〇七七
二十三年	五九、〇二二	七、〇五五	六六、〇七七
二十四年	六九、〇二二	七、〇五五	七六、〇七七
二十五年	七九、〇二二	七、〇五五	八六、〇七七
二十六年	八九、〇二二	七、〇五五	九六、〇七七
二十七年	九九、〇二二	七、〇五五	一〇六、〇七七
二十八年	一〇九、〇二二	七、〇五五	一一六、〇七七
二十九年	一一九、〇二二	七、〇五五	一二六、〇七七
三十年	一二九、〇二二	七、〇五五	一三六、〇七七

せんとするも遂に効からんことを恐るゝなり
 二、國産の煙草に對する稅則の影響
 以上は輸入煙草に對して言ふ處なれども尙ほ之より甚
 だしきものあり何ぞや外國に於て我利煙草の製造を起
 さんとするも是なり
 外國に於て我利煙草を製造して之を輸入すれば内地に
 於て製造するより元價の低廉なるを得るの理由あり
 り、他なし内國の製造には重税の負擔ありと雖も外國
 に於て製造すれば僅少なる運賃、輸出入税等を負ふ
 の外他の負擔なければなり、之を詳言すれば清國上海
 の如き我國に接近して運送費用多からざるが上には尙ほ
 該地に於て煙草に課する關稅は輸出入共我國の如く頗
 る低廉なる特殊の事情あるを以てなり、故に内地の重
 税を免かれんが爲め現行條約の不備を遺憾として我原
 料を仕入れ清國上海に於て之を製造し、運賃其他を支拂ふ
 る者あれば之が爲めに要する關稅、運賃其他を支拂ふ
 る者あれば内地の製造に於て印紙税を負擔するよりも元價
 を低廉ならしむるを得るを以て我輩正當なる製造業
 者を擁護するの結果なきを得ず今左に其計算を表示し
 て彼我利得の如何を明にすべし

項目	上海	内地
原料	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇
運賃	一、〇〇〇	一、〇〇〇
關稅	一、〇〇〇	一、〇〇〇
印紙税	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇

彼我利得の如何を明にすべし
 上海に於て刻煙草を製造し之を輸入する費用と内地
 地(東京、横濱)に於て之を製造する費用との比較
 但し刻煙草百斤に付
 原料 上海 内地
 運賃 上海 内地
 關稅 上海 内地
 印紙税 上海 内地
 合計 上海 内地

官報
 內務省訓令第九號
 賣券行商雜札ハ紙製ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ
 印ヲ朱印トス
 明治二十六年五月二十四日
 內務大臣伯耆井上馨

大藏省告示第十八號
 明治十九年十一月以降同二十六年三月迄ニ償還シタル
 六分以上利付各種公債中整理公債條例第三十條ニ依リ
 債主ノ冀望ニヨリ整理公債證書ヲ交付スヘキ旨告示シ
 タルモノニシテ今現金又ハ整理公債證書トモ受取方
 不申出分有之候處國庫整理上ノ都合有之ニツキ來ル八
 月三十一日限現金代リテ交付スル整理公債證書ノ
 發行ハ之ヲ止ム
 明治二十六年五月二十四日
 大藏大臣渡邊國武

選信告示第五十二號
 一、汽船江丸検査證書 明治二十五年十一月十五日
 右者北海道渡邊國武江丸検査證書第五十番地北海汽船
 會社ニ付ノ本年三月十四日天鹽國渡邊國武海峽ニ於
 テ本船難破ノ際流失候旨届出ニ依リ其所在見聞ノ者ハ
 速ニ船難破ノ申出ニ付但該證書ハ無効ニ屬ス
 明治二十六年五月二十四日
 選信大臣伯耆井上馨

雜報
 神奈川縣下葉山村に雜官建設 神奈川縣
 下三浦郡葉山村に海岸に接し眺望絶景なるに於て新
 鮮の空氣流通し衛生上此上なき長地なるより皇太后
 陛下皇太子殿下に轉地御療養の爲め昨年同所有權川
 宮別邸に於て行啓遊ばれたる程なるが宮内省に於て
 公卿の別邸に於て遊ばれたる程なるが宮内省に於て
 は此度葉山村に一の雜官を建設する事に決定し已に同
 地所敷千坪を御買上げたりなり就ては堤内匠頭は工
 事に關し該地に出現し其機軸を土方宮内大臣送呈申
 上及御來る九月頃より右の工事着手する事にて
 竣工の上は皇太后皇太子殿下に御呈上する事にて
 遊遊ばさる御都合なりと承

○忙中閑話
 土耳其の煙草(つゝ) 金月江瀆
 なる所あり其夫兩夫に目も
 婚の者は誰人にも、既婚
 し示さず堅く包んで深く
 して婚姻の大禮は天上王
 き破天荒の一大事な
 をは土耳其の天地に驚
 間を打通り只ある一ト
 と飾り残るは花二二二
 て上坐に直し顔を蔽へ
 り捨て結納する實存の
 かなる黒髪にさして後
 雲を破り花散る出るの
 此時に忘るゝ機なれば
 にははと呆るゝともあ
 にて初對面の話あるが
 編者の婦人連代りて
 をとりての世間話にハ
 して斯る長篇結納ハハ
 なる可し
 以上土耳其其結婚の大
 宗教の勢力甚だ強き所
 無論僧侶の陪するも
 ば長きものなるが家内
 關なさるゝが如し畢竟
 其原因なる可し眞摯
 異り我々の外決して男
 んどにして夫没する上
 ざるが如し
 心の美ならん
 昔成人あり土耳其王に
 禮を呈して眼を射るば
 殿は壯麗なるや如何に
 て四邊を見てありける
 膝す、王赫怒其故を
 服装悉く美にして膝す
 むればなり
 アリーの嚴正
 モハメットの宗廟モ
 提げて剛刺比の廣野
 威の永く振たるは門下
 て公平正直なりしが爲
 りアリ一々燈下にて
 と聞き急ち、燈を吹消
 故を尋るに答ふる機
 もの後の煙燭は私費に
 First fair one - I don't
 posed to her. Which w
 first one - I don't kn
 美人甲 んならん事
 美人乙 私には未だ分
 ですよ